

令和7年（2025年）度行政評価シート

令和 7 年 6 月 24 日

評価者	市民防災部長 林 浩一
-----	-------------

○ 施策の概要

総合計画上の位置付け	分野	6-(1) 産業振興	施策の方針	6-(1)-②商工業振興の充実
目標とする まちの姿	中小企業の経営革新や経営基盤の強化が図られるとともに、市内企業の事業拡大や新たな産業の立地等により、産業が活性化し、雇用の創出が図られています。 また、新たな魅力の創出による商店街の活性化、伝統的工芸品の保護・育成が図られています。			
主な取組	(1) 地域の特性を生かした商店街の活性化 商店街が「物販・サービスの場」としてだけでなく、「まちの顔」、「地域コミュニティの場」として賑わうよう、地域の特性を生かした商店街づくりを支援します。 (2) 中小企業の支援 事業者や商工団体との連携を強化するとともに、経営相談や融資・補助制度の充実、受注機会の拡大を図ることで、中小企業の創業、経営安定、事業拡大、経営革新を支援します。 (3) 新たな産業の誘致等による雇用の創出やイノベーションの誘発 市内企業の事業拡大を支援するとともに、深沢地域整備事業や低未利用地の公的不動産の活用を中心に新規成長産業をはじめとする企業の誘致や、コワーキングスペース等の整備によるテレワーク環境の充実により、市内での雇用の創出やイノベーションの誘発を図ります。 (4) 伝統工芸の伝承及び事業活動の支援 市内で唯一の伝統的工芸品である鎌倉彫の保護・育成を目的とした事業活動や、販売促進に向けた支援を行います。			

1. 前年度(評価対象年度)の当該施策の目標

引き続き各種支援を行うとともに、市内の状況及び国県の動向を注視しながら、現行制度の見直しに取り組んでいく。

また、鎌倉彫の振興のため、一般財団法人伝統的工芸品産業振興協会の事業の活用を目指し、伝統鎌倉彫事業協同組合と協議のうえ連携を図っていくとともに、鎌倉彫振興事業所のLED化など、拠点の整備にも取り組む。

2. 投入コスト

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業費	1,679,990	362,067	620,364	358,122	361,345	
人件費	40,132	37,500	36,022	35,542	37,102	
総事業費	1,720,122	399,567	656,386	393,664	398,447	0

3. 施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果

重点事業	整理番号	事業名	法定受託事務	事業費(千円)	人件費(千円)	総事業費(千円)	事業評価	貢献度	最終評価
	市民-18	商工運営事業		827	1,573	2,400	現状維持	A	現状維持
	市民-19	中小企業支援事業		307,306	8,786	316,092	現状維持	A	現状維持
	市民-20	商工会議所助成事業		15,337	787	16,124	現状維持	A	現状維持
	市民-21	商店街振興事業		16,384	7,079	23,463	現状維持	A	現状維持
重	市民-22	商工業振興事業		14,125	14,944	29,069	現状維持	A	現状維持
	市民-23	公衆浴場助成事業		451	1,573	2,024	現状維持	A	現状維持
	市民-24	伝統鎌倉彫振興事業		6,915	2,360	9,275	拡充	A	拡充

4. 評価対象年度の主な実施内容

鎌倉市商工業振興計画推進委員会を開催し、鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)の進行管理を行い、委員の意見を踏まえ、計画の執行に反映させた。 中小企業融資制度、各種補助制度などにより中小企業への支援を行うとともに、創業支援として、元気アップ事業を実施し、創業部門及び事業定着部門において各1件認定事業を選定し支援したほか、起業家のすそ野を広げる取り組みとして実施している起業家スタートアップ支援プログラムについて、託児を行いながら実施した。 鎌倉商工会議所青年部とともに、「人と人とのつながりを生む」をテーマとしたオクトーバーフェスト鎌倉2024を共催した。 商店街に対しては、共同施設設置費補助金の補助率を1/3から1/2へ引き上げることなどにより、商店街団体が実施する街路灯の点検や修繕、改修への支援を実施した。また、商店街活性化のための事業に対する補助制度などによる支援を行うとともに、市ホームページに商店街イベントページを設置する、お店紹介ホームページを商店街に特化するなどにより、商店街のPRに努めた。あわせて、商店街団体への加入促進を目指し、鎌倉市商店街連合会との意見交換を行った。 鎌倉彫については、講習会や体験教室などの実施に係る支援や販路拡大支援に加え、新製品開発支援として鎌倉彫の徽章を制作し市職員へ貸与する取組や、鎌倉彫振興事業所の館内照明のLED化や設備の更新など施設の維持管理を行った。また、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条に基づく振興計画の策定を支援し、認定を受けた。
※実施できなかった事業とその理由

5. 成果指標

成果指標①		市内事業所における従業者数 (鎌倉市SDGs未来都市計画 指標)					出典	経済センサス活動調査		
	平成28年	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
初期値	68,800	目標値	69,000	69,200	69,400	69,600	69,800	70,000	人	令和3年度実績値は令和3年経済センサス活動調査確報値
		実績値	未実施	67,396	未実施	未実施	未実施			
		達成率	—	97.4%	—	—	—		%	

成果指標②		市内の事業所数 (鎌倉市SDGs未来都市計画 指標)						出典	経済センサス活動調査	
初期値	平成28年	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	7,226	目標値	7,250	7,270	7,290	7,310	7,330	7,350	事業所	令和3年度実績値 は令和3年経済センサス活動調査確報値
		実績値	未実施	7,137	未実施	未実施	未実施			
		達成率	—	98.2%	—	—	—			

成果指標③		身近な商店街において、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合						出典	市民アンケート調査	
初期値	令和2年1月	年次	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	単位	備考
	49.1	目標値	50.0	51.0	52.0	53.0	54.0	55.0	%	
		実績値	未実施	53.0	57.4	55.9	52.6			
		達成率	—	103.9%	110.4%	105.5%	97.4%			

6. 「施策の方針の成果指標」の達成状況等を踏まえた施策の達成状況の分析

成果指標①及び②については、平成28年経済センサス活動調査の結果をもとに初期値を設定し、そこからの推計を指標としているが、活動調査は5年に1度の調査であり、毎年の成果指標としては実績の確認が難しいが、令和4年度に策定した鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)に基づき、従業者数及び事業所数が目標値に到達するよう取り組んでいく。

成果指標③については、引き続き商店街における魅力向上の取組を支援し、商店街の魅力向上を図る。

7. 主な実施内容と施策の達成状況の分析を踏まえた評価

※主な実施内容と目標とするまちの姿の関係(達成状況とその理由)

「施策の方針にひもづく事務事業とその評価結果」における貢献度の分析

商工運営事業では、鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)の進行管理を行うため、審議会を開催し、進捗状況の評価を行ったうえで、今後の方針を確認した。

中小企業支援事業では、中小企業への融資及び補助事業を実施することができ、経営の安定や事業の拡大に寄与した。

商店街振興事業では、各団体への補助事業により、商店街の活性化イベントや商店街団体が設置する共同施設への補助などの支援を実施できたが、商店街団体への加入促進策については、積極的な展開を図ることができなかった。

商工業振興事業では、市内事業者の設備投資に対する減税措置や補助制度の実施により、企業の事業所整備や、産業財産権の取得、展示会出展及び広報・マーケティングによる経営基盤強化の取組への補助を行うことで、中小企業の事業再構築に寄与した。また、商工業元気アップ事業による創業者への補助や伴走支援、「起業家スタートアップ支援プログラム」の実施による創業予定者への知識やノウハウの提供など、各種支援策の実施により、市内起業家の増加に寄与した。その一方で、企業立地の視点では、新たな企業の誘致を進めることはできなかった。

伝統鎌倉彫振興事業では、鎌倉彫出荷額は減少傾向にあるものの、認知度向上・販路拡大のための民間企業との連携を図るとともに、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条に基づく振興計画の策定の支援を行うなど、伝統鎌倉彫事業協同組合との連携を深め、鎌倉彫産業の振興に向けた取組を行った。

8. 今後の方向性

鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)に掲げる目標とするまちの姿の実現に向け、「働く場」の確保に資する創業支援、中小企業等への経営支援、企業立地支援、商店街の活性化及び鎌倉彫の振興等を行う。

9. 今年度(評価年度)の目標

鎌倉市商工業振興計画(働くまち推進計画)に掲げる目標とするまちの姿の実現に向け、事業を推進するとともに、市内の状況及び国県の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。

また、伝統的工芸品産業の振興に関する法律第4条に基づく振興計画に基づき、新規事業の実施を検討するとともに、東アジア文化都市事業や日本遺産事業とも連動しながら、鎌倉彫産業の振興に取り組む。